

副

訴 状

平成28年3月2日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

[Redacted]

[Redacted]

株主代表訴訟事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価格 金160万円

貼用印紙の額 金1万3,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、株式会社[REDACTED]（本店：東京都千代田区永田町二丁目14番2号）に対し、金5億2,200万円、及び、これに対する平成19年9月27日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決ならびに仮執行宣言を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、株式会社[REDACTED]（旧商号：株式会社[REDACTED]、以下「[REDACTED]」という。）（甲1）の株式を6か月前から保有する株主である。

被告は、平成15年10月8日から平成19年9月11日までの間、[REDACTED]の代表取締役である（甲2、甲3）。

2 被告の善管注意義務違反及び忠実義務違反の行為

- (1) [REDACTED]は、平成19年4月16日昭和ゴム株式会社（現社名：昭和ホールディングス株式会社、以下、「昭和ゴム」という。）との間で、第3回新株予約権（第三者割当）買取契約証書（甲4）を締結し、昭和ゴム発行の新株予約権（以下、「本件予約権」という。）2,500個を1個1万円にて買取の旨の契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。なお、本件契約における本件予約権1個の目的である株式の数は、10,000株であった（甲5）。
- (2) [REDACTED]は、昭和ゴムに対し平成19年5月1日、本件契約に基づき、

払込価額である2,500万円を支払い本件予約権2500個を取得した(甲6)。

(3) [REDACTED]は、昭和ゴムに対し平成19年6月22日、本件予約権のうち350個(350万株分)につき行使価額1株当たり142円として総額4億9,700万円を払い込み、350万株(以下、「本件株式」という。)を取得し、筆頭株主(13.21%)となった(甲7)。

(4) 本件予約権行使により新たに発行された本件株式350万株は、同年6月27日に、[REDACTED]に送達されたことになっていたが、送達された事実が確認できなかったため、[REDACTED]は、被告を平成19年9月11日付臨時株主総会において取締役を解任し(甲3)、本件株式の所在について調査を実施した結果、本件株式が譲渡されていた事実が判明した。

みずほ信託銀行が作成した株式異動状況証明書において(甲8)、[REDACTED]は、平成19年9月26日譲渡先不詳な何者かに対し本件株式350万株の内66万株を譲渡すると共に、同年9月27日、本件株式残部284万株の内、244万5,000株をVTホールディングス株式会社(甲9)、39万5,000株を譲渡先不詳な何者かに対し譲渡しているが、その譲渡代金相当額である5億50万円(新株予約権代金350万円及び払込金4億9,700万円)を受領した事実は存在しない。

代表取締役である被告の管理下において、本件株式の譲渡が行われているにもかかわらず、その譲渡代金の回収がなされていないことは被告の重大なる善管注意義務違反である。

(5) 上記の通り、被告の責任に帰せられる本件株式の譲渡に起因して、平20年7月11日、昭和ゴムは、[REDACTED]が、本件契約の譲渡禁止特約に違反して本件株式を譲渡したとして、[REDACTED]が保有する本件予約

権 2 1 5 0 個を無償で取得償却した。これにより [REDACTED] は、2, 1 5 0 万円の損害を被った (甲 1 0)。

- (6) 本件株式 3 5 0 万株の譲渡行為は、[REDACTED] の経営に重要な影響を与える資産の譲渡であることは明らかであり、かかる行為に関しては [REDACTED] の取締役会規定 (甲 1 1) に照らしても取締役会決議が必要となるが、本件株式の譲渡に関する取締役会は開催されておらず、このことは代表取締役である被告の重大な善管注意義務違反に相当する。

また、会社法においても、取締役会は、「重要な財産の処分及び譲受け」のような重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないと定めている (会社法 3 6 2 条 4 項)。

そのことから、現在、[REDACTED] において、本件株式を保有していない、または、譲渡代金を保有していないのであれば、被告が、取締役会の決議を経ず、譲渡し、代金を横領したことになり、善管注意義務違反、忠実義務違反にあたることは明らかである。

- (7) 以上に加え、現在に至っても本件株式又は、本件株式代金 5 億 5 0 万円が回収されていないことに鑑みれば、被告が、本件株式の管理に際し、適切な指示を怠った、または、被告が本件株式代金の回収業務を怠ったものと考えられる。したがって、被告には、本件株式の譲渡に際し、あるいは、本件株式の管理および代金回収にあたり、取締役としての善管注意義務 (会社法 3 5 5 条、民法第 6 4 4 条) ないし忠実義務に違反する極めて重大な任務懈怠 (会社法 4 2 3 条 1 項) が認められる。そして、上記のような状況に鑑みれば、本件株式については、回収不能であり、被告の任務懈怠により、[REDACTED] には、本件予約権取得代金 2, 1 5 0 万円及び本件株式の取得代金 5 億 5 0 万円の合計 5 億 2, 2 0 0 万円の損害が生じ

たものと言える。

3 損害

1) 損害の額

●には、上記2(4)5億50万円、(5)2,150万円、合計5億2,200万円の損害が生じている。

4 原告の訴訟提起請求

原告は、●に対し、平成25年12月26日付の書面により、被告に対し損害賠償責任を追及する訴えを提起するよう請求した(甲12)。しかし、●から平成26年2月20日付の書面により(甲13)提訴しない旨回答があった。

5 まとめ

よって原告は、被告に対し、会社法847条第3項に基づく株主代表訴訟として、金5億2200万円及びこれに対する平成19年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付 属 書 類

1 訴訟委任状

1通

当事者目録

〒225-0026 神奈川県横浜市青葉区 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

〒10 [REDACTED] 東京都 [REDACTED] 号

[REDACTED]

[REDACTED] 法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士

[REDACTED]

電話

03-[REDACTED]

FAX

[REDACTED]

〒154-0011 東京都世田谷区上馬 [REDACTED]

被告

松 平 和 喜